

第7 労働基準監督機関の職権行使

1 労働基準法別表第一の号別区分

令和6年度において、事業所等の新設、廃止又は改称により労働基準法別表第一の号別区分（人事委員会告示11第2号）に追加、削除又は改称した事業所等は、次のとおりである。

区分	事業所又は事務所の名称	号別区分	事業所等の設置 又は廃止年月日	告示改正年月日
事業所等の新設により号別区分に追加したもの	衛生研究所	12号	R6.4.1	R6.4.1
	食肉衛生検査所おいらせ支所	13号		
事業所等の廃止により号別区分から削除したもの	地域県民局地域整備部ダム建設所	3号		
	環境保健センター	12号		
事業所等の改称 ※「障害」の表記見直し	障がい者職業訓練校（寄宿舍を除く。）	12号		
	障がい者職業訓練校（寄宿舍に限る。）	13号		

2 事業所調査等

(1) 事業所調査

ア 趣旨

職員の勤務条件に関する労働基準法・労働安全衛生法の適用状況を把握、指導し、その勤務条件の維持向上を図ることを目的として、実施。

イ 調査実施期間 令和6年11～12月

ウ 調査対象事業所数 10事業所（知事部局5、教育委員会2、警察本部3）
（12号事業所3、官公署7）

エ 調査項目

- (ア) 勤務時間・時間外勤務・宿日直勤務・休暇
- (イ) 安全衛生管理体制（作業場の定期巡視等）
- (ウ) 健康診断の実施
- (エ) 労働災害の発生
- (オ) 機械・装置等の管理状況
- (カ) 危険有害業務（有機溶剤の取扱い等）の管理
- (キ) ハラスメント対策、メンタルヘルス対策

オ 調査結果

(ア) 労働基準法関係

- ・人事委員会の許可回数を超えた宿直の実施〔3〕

(イ) 労働安全衛生法関係

- ・産業医による定期巡視の未実施〔1〕
- ・建設機械（ミニバックホー）に対する定期自主検査の未実施〔1〕
- ・アーク溶接作業場における溶接ヒュームの濃度測定の未実施〔1〕

- ・特定化学物質（溶接ヒューム）作業主任者の未選任〔1〕
 - ・研削といしの取替え又は取替え時の試運転を行う職員に対する特別教育の未実施〔1〕
- ※〔 〕内の数字は、問題点が見受けられた事業所数である。

（２） 時間外勤務等の実施状況調査

ア 趣旨

時間外労働・休日労働に関する協定届（３６協定）を締結している事業所（１２号事業所）を対象として、その遵守状況を把握するため、実施。

イ 調査実施方法 半期毎に実施

ウ 調査対象事業所数 令和５年度下半期：８５事業所
令和６年度上半期：８５事業所

エ 調査結果

令和６年９月３０日までの期間中、３事業所において、３６協定の上限を超えて労働させていた。

３ その他の職権行使の状況

令和６年度において、既述のほかに労働基準監督機関としての職権を行使したものは、次のとおりである。

（１） 労働基準法関係

内 容		件 数	事業所数	根 拠 法 令
解雇予告除外認定		１	１	労働基準法第20条
非常災害等の理由による 労働時間延長届		０	０	〃 第33条
時間外労働・休日労働に 関する協定届	新 規	５６	５６	〃 第36条
	更 新	２９	２９	
断続的な宿直又は日直勤務許可		０	０	〃 第41条

（２） 労働安全衛生法関係

内 容		件 数	事業所数	根 拠 法 令
衛生管理者選任報告		２５	２５	労働安全衛生規則第７条
産業医選任報告		５０	５０	〃 第13条
定期健康診断結果報告		１１７	６７	〃 第52条

内 容	件 数	事業所数	根 拠 法 令
心理的な負担の程度を把握するための 検査結果等報告書	6 7	6 7	労働安全衛生規則第52条の21
機械等設置届	1	1	〃 第86条
機械等変更届	0	0	〃 第86条
労働者死傷病報告（休業4日以上）	9	8	〃 第97条第1項
〃（休業4日未満）	7	7	〃 第97条第2項
ボイラー設置届	0	0	ボイラー及び圧力容器安全規則第10条
ボイラー落成検査	0	0	〃 第14条
ボイラー使用再開検査	2	2	〃 第46条
第一種圧力容器設置届	0	0	〃 第56条
第一種圧力容器落成検査	0	0	〃 第59条
第一種圧力容器使用再開検査	0	0	〃 第81条
小型ボイラー設置報告	0	0	〃 第91条
クレーン設置報告	0	0	クレーン等安全規則第11条
局所排気装置設置等特例許可	0	0	有機溶剤中毒予防規則第13条
有機溶剤等健康診断結果報告	5 3	2 6	〃 第30条の3
特定化学物質健康診断結果報告	3 4	1 6	〃 第41条
高気圧業務健康診断結果報告	3	1	高気圧作業安全衛生規則第40条
電離放射線健康診断結果報告	2	1	電離放射線障害防止規則第58条